

第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会

熊本県特定（産業別）最低賃金

第 1 回 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
専門部会議事要旨

1 日 時 令和 6 年 9 月 27 日（金） 13 時 00 分～15 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 小材委員、西川委員、峯委員

（使用者代表委員） 原山委員、山下委員、笠委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ） 部会長、部会長代理選任
- （ 2 ） 当専門部会の公開について
- （ 3 ） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （ 4 ） 基本的見解の表明
- （ 5 ） 金額提示（金額審議を含む）
- （ 6 ） その他

5 議事要旨

（ 1 ） 熊本県電気機械専門部会の部会長及び部会長代理の選出
公益代表委員の中から部会長及び部会長代理をそれぞれ 1 名選出。

（ 2 ） 基礎調査結果の説明
事務局より、令和 6 年度の熊本県特定最低賃金の基礎調査結果について説明。

（ 3 ） 基本的見解の表明及び金額審議
労働者代表委員及び使用者代表委員より基本的見解の表明が行われ、引き続き公労使協議と個別協議を行った後、第 1 回目の金額提示を行った。

【労働者代表委員の金額の根拠】

令和 6 年の電機連合産業別最低賃金を当面向指す考え方で、4 年で解消できる額。

【使用者代表委員の金額の根拠】

中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解で示された、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たって基準として検討することが適当であるとされた率を用いた額。

【提示した金額の乖離額】

17円

第1回目の金額提示の後、公労使協議が行ったが、双方の主張の隔たりが大きく結審には至らなかった。

(4) その他

事務局から今後の審議日程を説明した。

10月2日(水)15時00分から第2回専門部会を開催する。